

水生生物保全環境基準設定時の通知 ー要監視項目の類型及び指針値ー

環水企発第031105001号
環水管発第031105001号
平成15年11月5日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省環境管理局水環境部長

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）

環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第16条に規定される環境基準については、平成15年11月5日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成15年環境省告示第123号）として告示された（別添参照）。

この改正は、生活環境の保全に関する環境基準（以下「環境基準生活環境項目」という。）として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から全亜鉛を追加するとともに、これについて基準値を設定したものである。

今後、引き続き類型当てはめ等の環境基準の運用、環境管理等水生生物の保全に係る施策の重要事項について中央環境審議会水環境部会（以下「水環境部会」という。）において審議が行われることとされているところである。この審議結果を踏まえつつ、国において類型当てはめ、環境管理施策等について、順次講じていくこととしているが、貴職におかれても、下記事項に留意の上、環境基準の円滑かつ適切な施行に万全を期されるようお願いする。

記

1 基本的考え方

水生生物の保全に係る水質環境基準（以下「水生生物保全環境基準」という。）は、生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全を目的として設定するものであり、環境基準生活環境項目として位置付けるものとした。

現在得られている我が国に生息する魚介類及びその餌生物に係る化学物質の毒性等に関する知見、公共用水域等における検出状況等から判断して、水環境の汚染を通じ水生生物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずる必要があると考えられる物質について、今般、環境基準生活環境項目に追加することとした。

また、クロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドの3物質について、要監視項

目として設定することとした。

水生生物保全環境基準の考え方の詳細については、「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について（答申）」（平成15年9月12日付け中環審第146号）を参照されたい。

2 新たな環境基準生活環境項目及び基準値等

新たに環境基準生活環境項目に追加した項目は、全亜鉛1項目である。これは、我が国における当該物質の生産・使用状況、公共用水域等における検出状況等を踏まえて、環境基準として設定したものである。

基準値は、水生生物の集団の維持を可能とする観点から、基本的には慢性影響を防止する上で必要な水質の水準を定めるものである。このため全亜鉛の濃度の年間平均値として基準値を定めたものである。また、海域及び淡水域の区分、水域の水温、産卵・繁殖又は幼稚仔の生育場等の水生生物の生息状況の適応性に応じて6種類の類型に分けて設定した。

水域類型及び基準値の概要は別表1のとおりである。

3 環境基準の運用上の取扱い

環境基準の運用上の取扱いについては、以下に掲げる事項に留意されたい。

（1）環境基準の運用に係る重要事項について

水生生物保全環境基準の設定が我が国で初めてであることに鑑み、環境基準の運用、環境管理等水生生物の保全に係る重要事項については、引き続き水環境部会で審議されることとなっている。このため、環境基準の運用に係る重要事項等については、水環境部会の結論を待って必要な情報提供を行うこととする。

（2）水域の類型指定について

水域類型の指定に関する手続き等は、従来の生活環境項目において行われてきたものと同様であり、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」（平成5年政令第371号）の別表に掲げる公共用水域以外の公共用水域については、法第16条第2項の規定により都道府県知事が類型を当てはめる水域の指定を行うこととされている。

国においては、（1）にある水環境部会の結論を踏まえ、具体の類型当てはめの検討を行う予定である。この国による具体の類型当てはめの検討を踏まえて、当方より都道府県に対し類型当てはめに関する検討方法等の技術的情報を提供する予定である。都道府県におかれては、これを参考にしつつ、管轄する水域の類型当てはめの実施をお願いする。

（3）公共用水域等の監視の実施について

水生生物保全環境基準については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第15条に基づく都道府県知事による公共用水域等の常時監視の対象として位置付け、水質の汚濁の状況の把握に努めるようお願いする。

測定地点、測定回数、測定時期及び測定頻度の決定に当たっては、以下に掲げる事

項を踏まえて行うものとし、適正な水域の監視に努められたい。

なお、環境基準項目としての常時監視については、類型当てはめの後に行うこととなるが、それまでの間においても必要に応じて監視を行いつつ、概況の把握等に努められたい。

ア 測定地点

測定地点の選定に当たっては、水生生物の生息又は生育状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点等を活用しつつ、水域の状況を把握できる適切な地点を選定するものとする。

イ 測定回数

従来 of 生活環境項目と同様、年間を通じ原則として月 1 日以上採水分析するものとする。

ウ 測定時期や回数の変更

水生生物の生息又は生育状況、発生源の状況等により特定の時期等に注目する必要がある場合、凍結等水域の状況が測定に不適當な時期がある場合等にあつては、水質の時期的変動の有無等を勘案し、必要な対策につなげられるよう、測定時期や回数を適宜変更しても差し支えない。

4 要監視項目について

今回、水生生物環境基準として設定した全亜鉛のほかに、有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された、クロロホルム、フェノール及びホルムアルデヒドの 3 項目について要監視項目として位置付け、継続して公共用水域等の水質測定を行い、その推移を把握していくべきこととした。

要監視項目については、今後、国等において物質の特性、使用状況等を考慮し体系的かつ効果的に公共用水域等の水質測定を行うとともに、測定結果を国において定期的に集約し、その後の知見の集積状況を勘案しつつ、環境基準項目への移行等を検討することとしている。

水質測定については、地域の実情に応じ必要と考えられる項目について、関係機関との連携を図りつつ、効率的に実施し、その結果を当職あて報告するとともに、必要に応じて公共用水域等の環境管理の参考とされたい。

要監視項目の指針値及び測定法は、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

別表1 水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値の概要

項目	水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
全亜鉛	河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
		生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
		生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
	海域	生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下
		生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下

備考 基準値は年間平均値とする。

別表2 要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/l 以下
		生物特A	0.006mg/l 以下
		生物B	3mg/l 以下
		生物特B	3mg/l 以下
	海域	生物A	0.8mg/l 以下
		生物特A	0.8mg/l 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/l 以下
		生物特A	0.01mg/l 以下
		生物B	0.08mg/l 以下
		生物特B	0.01mg/l 以下
	海域	生物A	2mg/l 以下
		生物特A	0.2mg/l 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/l 以下
		生物特A	1mg/l 以下
		生物B	1mg/l 以下
		生物特B	1mg/l 以下
	海域	生物A	0.3mg/l 以下
		生物特A	0.03mg/l 以下

別表3 要監視項目の測定法

項目	測定法
クロロホルム	日本工業規格K0125（用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法）5.1、5.2及び5.3.1に定める方法
フェノール	付表1に掲げる方法
ホルムアルデヒド	付表2に掲げる方法